

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本的方針

我が国においては、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に第四次循環基本計画が策定されました。

この計画では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、ごみの資源化（リサイクル）に比べ取り組みが遅れている3R「リデュース、リユース、リデュース」のうち2R「リデュース、リユース」の取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化、3R国際協力の推進が新たに盛り込まれ、本町としても循環型社会の構築に向けた新たな取り組みの展開が求められています。

今後は、池田町第六次総合計画に示される「みんなで5Rに取り組み、ごみの少ない快適な生活空間が形成されている」を基本理念として掲げ、「ごみの排出抑制」「資源化の促進」「廃棄物の適正処理」の3つの基本方針により、各施策を実施していきます。

基本理念	みんなで5Rに取り組み、ごみの少ない 快適な生活空間が形成されている
基本方針	基本方針1 「ごみの排出抑制」 基本方針2 「資源化の促進」 基本方針3 「廃棄物の適正処理」

※5Rとは、ごみの発生回避（リフューズ：Refuse）、発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、修理（リペア：Repair）、再資源化（リサイクル：Recycle）の5つの環境対策のこと。

2. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

(1) ごみ排出量の削減目標

本町の平成30年度における人口1人1日あたりごみ総排出量は700g/人・日となっており、人口規模1万～3万人の都市における地域の人口1人あたりごみ総排出量(916g/人・日：平成30年度実績)と比較すると、本町は23.6%少ない状況です。

我が国の第四次循環基本計画では、人口1人1日あたりごみ総排出量を2025年度までに1人1日あたりのごみ排出量を850g/人・日を目指し、ごみの減量化を推進しています。本町は、国の目標よりすでに17.6%少ない状況ですが、引き続き発生・排出抑制に努める必要があります。

①生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」の削減と資源化

住民アンケートによると、プラスチック製容器包装については、5割以上が「リサイクルセンター」に、4割以上が「プラマーク」に出している一方、3割以上が「その他の燃えるごみ」に、1割以上が「燃えるごみ」に出していると回答しています。

また、西濃環境整備組合西濃環境保全センターに搬入される可燃物のごみ質分析結果より、ビニール・合成樹脂類が約3割を占めています。

よって、可燃ごみ中のプラスチック製容器包装の削減の余地があると考えられます。

このため、本計画では、ごみの排出抑制及び資源化の促進を図るため、生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」を、人口1人1日あたり生活系可燃ごみ排出量で1g/人・日ずつ「プラマーク」として資源化することとします。

②事業系可燃ごみの排出抑制

事業系可燃ごみが年々増加しており、事業者のごみの排出抑制が急務となっています。

このため、本計画では、ごみの排出抑制を図るため、事業系可燃ごみを年間1%ずつ削減することとします。

ごみ排出量の削減を推進するため

①人口1人1日あたりごみ総排出量ごみ排出抑制対策として、
生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」を、人口1人1日あたり
生活系可燃ごみ排出量で1gずつ「プラマーク」として資源化します。

②事業系可燃ごみの排出抑制対策として
事業系可燃ごみを年間1%ずつ削減します。

③人口1人あたりごみ総排出量の目標値

本町の令和元年度における人口1人1日あたりごみ総排出量は685g/人・日であり、将来のごみ量は増加していく予測ですが、上記①、②の排出抑制の施策を進めることにより、ごみ量の増加抑制に努めます。

表5-1 人口1人1日あたりごみ総排出量の目標値

項目	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度
		基準値（実績値）	目標値（第1次目標）	目標値
対策前	g/人・日	685	693	703
対策後	g/人・日	685	685	688
削減量	g/人・日	-	8	14

人口1人1日あたりごみ総排出量を、令和元年度実績685gと比べ、
現状維持とし、
令和7年度において、685gとし、
令和12年度において、688gとします。

(2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

国の掲げる1人1日あたり家庭系ごみ排出量の目標値は、『2025年度（令和6年度）に440g/人・日』です。

本町の令和元年度における人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量は402g/人・日であり、将来のごみ量は増加していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、ごみ量の増加抑制に努めます。

表5-2 人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量の目標値

項目	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度
		基準値（実績値）	目標値（第1次目標）	目標値
対策前	g/人・日	402	434	442
対策後	g/人・日	402	428	431
削減量	g/人・日	-	6	11

人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量の排出抑制として、生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」を1gずつ「プラマーク」として資源化し、

令和7年度において、428gとし、

令和12年度において、431gとします。

（3）事業系のごみ排出量

国の掲げる事業系ごみ排出量の目標値は、『2025 年度（令和 6 年度）に 1,100 万 t』です。（国の平成 29 年度実績：1301 万 t、対 29 年度比 15%削減）

本町の令和元年度における事業系ごみ排出量は 1,276t です。年間 1%ずつ削減するなどの排出抑制の施策を進めることにより、ごみ量の増加抑制に努めます。

表 5 - 3 事業系ごみ排出量の目標値

項目	単位	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
		基準値（実績値）	目標値（第 1 次目標）	目標値
対策前	t / 年	1,276	1,058	1,065
対策後	t / 年	1,276	994	948
削減量	t / 年	-	64	117

事業系ごみ排出量の排出抑制として、年間 1%ずつ削減し

令和 7 年度において、994 t / 年とし、

令和 12 年度において、948 t / 年とします。

(4) リサイクル率の目標

国の掲げるリサイクル率の目標値は、『2025年度（令和6年度）に一般廃棄物の出口側の循環利用率を約28%にする。』です。国の平成30年度実績は19.9%であり、年々減少しています。

本町の令和元年度におけるリサイクル率は24.7%です。民間の小売事業者等による古紙類等の回収が増加したことにより、古紙類等の資源化量が著しく減少していますが、生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」を1gずつ「プラマーク」として資源化するなどして、リサイクル率の増加に努めます。

表5-4 リサイクル率の目標値

項目	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度
		基準値（実績値）	目標値（第1次目標）	目標値
対策前	%	24.7	24.0	23.1
対策後	%	24.7	25.0	25.0
削減率	%	-	1.0	1.9

リサイクル率を増加するため、生活系可燃ごみ中の「プラスチックごみ」を1gずつ「プラマーク」として資源化するなどし、

令和7年度において、25.0%とし、

令和12年度において、25.0%とします。

（５）最終処分量の削減目標

国の掲げる目標値では、『一般廃棄物の最終処分量を、約 320 万 t にする。』とあります。国の平成 29 年度実績は 386 万 t（対 29 年度比 17%削減）です。

本町の令和元年度における最終処分量は 252 t /年です。ごみの排出抑制や資源化の施策を進めることにより、最終処分量の削減に努めます。

表 5 - 5 最終処分量の目標値

項目	単位	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
		基準値（実績値）	目標値（第 1 次目標）	目標値
対策前	t /年	252	252	248
対策後	t /年	252	248	241
削減量	t /年	-	4	7

最終処分量を、令和元年度実績 252 t /年と比べ、

令和 7 年度において、248 t /年とし、

令和 12 年度において、241 t /年とします。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ排出量の将来予測の方法

ごみ排出量の将来予測フローは図5-1に示すとおりです。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

人口の将来推計は、岐阜県池田町版人口ビジョン（令和2年3月）に示された人口の将来展望を使用しました。

また、ごみ種別の発生原単位の予測は、過去10年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により推計する手法を用いました。

ごみ排出量の予測は、家庭系可燃ごみ、資源ごみ及び不燃・粗大ごみについては、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出しました。事業系可燃ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

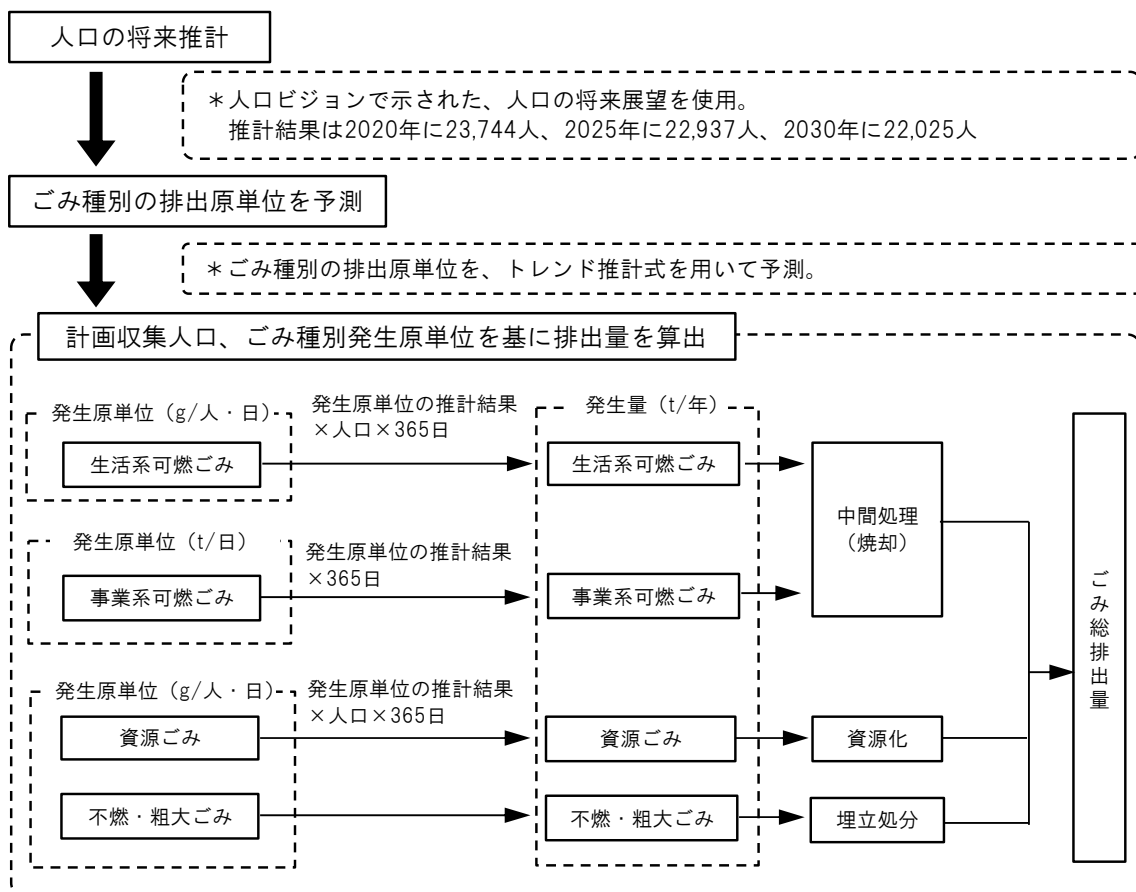
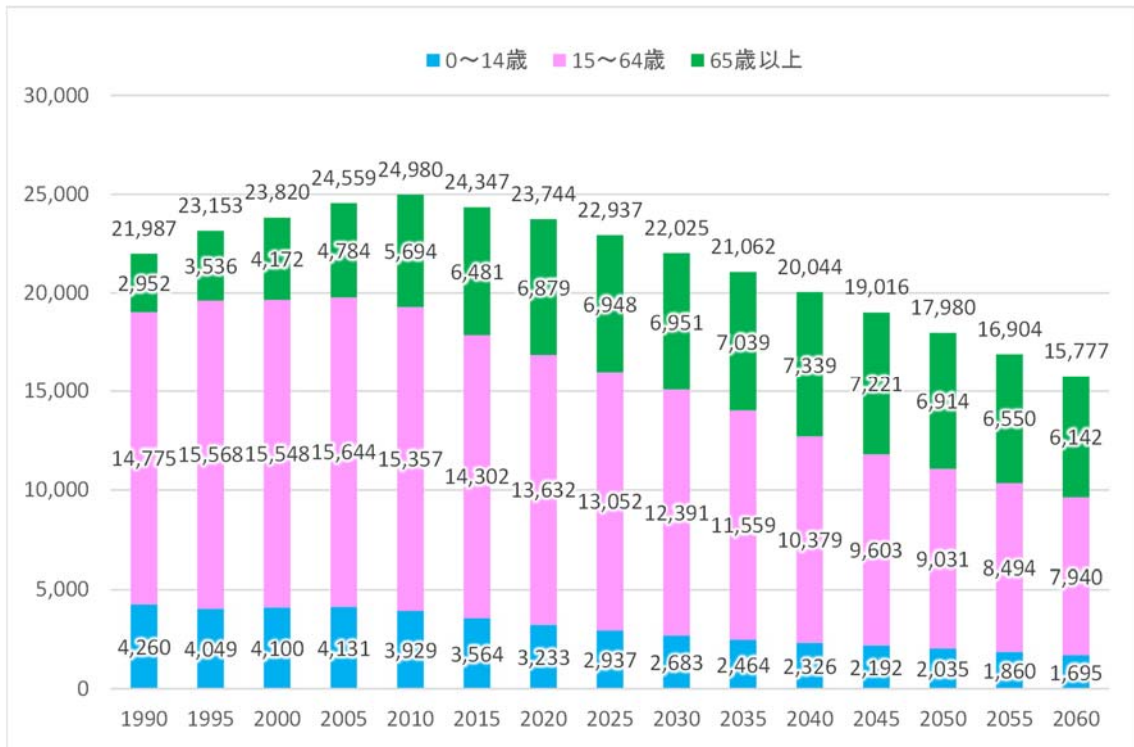


図5-1 ごみ排出量の将来予測フロー

（２）人口の将来予測

本町の人口の将来予測は、岐阜県池田町版人口ビジョン（令和２年３月）に示された人口の将来展望に基づき、令和２年度から令和１２年度までの人口を、表５－６のとおり推計しました。



資料：岐阜県池田町版人口ビジョン（令和２年３月）

図５－２ 人口の将来展望

表５－６ 将来人口の推計（令和２年～令和１２年）

和暦	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口（人）	23,744	23,583	23,421	23,260	23,098	22,937	22,755	22,572	22,390	22,207	22,025

(3) ごみ種別の発生原単位の予測

今後のごみ発生量と処理処分量の動向を把握するために、ごみ種別の発生原単位の予測を、過去の実績値からトレンド推計式を用いて推計しました。

トレンド推計は、過去の実績をグラフにプロットしてその規則性を見出し、さらにその規則性により適合する傾向線を最小二乗法により算出する方法です。

5式の予測式の中から1つの推計値は、過大な予測をできるだけさけるよう、過去の実績の傾向を踏まえつつ選定しました。また、相関係数が高くとも、増加が大きいものや減少により値がゼロとなるような、現実性の低いものについては採用を見送りました。

排出区分毎の予測は、資料2に示します。

表5-7 トrend推計式

一次傾向式	: $y = ax + b$	y : ごみ量
二次傾向式	: $y = ax^2 + bx + c$	x : 経過年数
一次指数式	: $y = a \cdot e^{bx}$	a, b, c : 係数
べき乗式	: $y = a \cdot x^b$	K : 飽和係数
ロジスティック式	: $y = \frac{K}{1 + e^{b-ax}}$	e : 自然対数の底

【トレンド推計式の説明】

- 一次傾向式 :トレンドを直線に置き換えたときの推計式です。式の a はこの勾配の値で、 a が正符号のとき上昇傾向となり、 a が負符号のとき下降傾向となります。推計値が少なく出る傾向があります。
- 二次傾向式 :トレンドを放物線に置き換えたときの推計式です。徐々に増加又は減少を示す曲線です。
- 一次指数式 :過去のデータの伸びを一定の比率で増加又は減少させる公式です。増加あるいは減少傾向は急激になります。過去のデータが同比率的な傾向のときにあてはめやすい。
- べき乗式 :過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式です。実績値が増加し続ける条件で、最もあてはまりが良い。
- ロジスティック式 :増加又は減少傾向を加速度的に伸ばした後、徐々に鈍化させ一定の値で飽和に達する推計式です。
- 相関係数 : $[-0.2 \leq r \leq 0.2]$:ほとんど相関がない
 $[0.2 \leq r \leq 0.4 (-0.4 \leq r \leq -0.2)]$:弱い正の(負の)相関
 $[0.4 \leq r \leq 0.7 (-0.7 \leq r \leq -0.4)]$:正の(負の)相関
 $[0.7 \leq r \leq 1 (-1 \leq r \leq -0.7)]$:強い正の(負の)相関

(4) 将来予測

対策前のごみ処理の実績及び予測は資料3に、対策後のごみ処理の実績及び予測は資料4に示します。

ごみの排出抑制・再資源化に関する各目標について、対策前と対策後の比較は以下のとおりです。

①総ごみ排出量及び人口1人1日あたりのごみ総排出量

ごみ総排出量及び人口1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は、表5-8及び図5-3に示すとおりです。

表5-8 ごみ総排出量と人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
処理区域内人口(10/1現在)	人	23,744	23,583	23,421	23,260	23,098	22,937	22,755	22,572	22,390	22,207	22,025
対策前ごみ総排出量	t/年	5,937	5,909	5,882	5,871	5,828	5,801	5,771	5,756	5,710	5,678	5,648
対策後ごみ総排出量	t/年	5,927	5,888	5,850	5,828	5,775	5,737	5,697	5,671	5,614	5,572	5,531
対策前1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	685	687	688	690	691	693	695	697	699	701	703
対策後1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	684	684	684	685	685	685	686	686	687	687	688

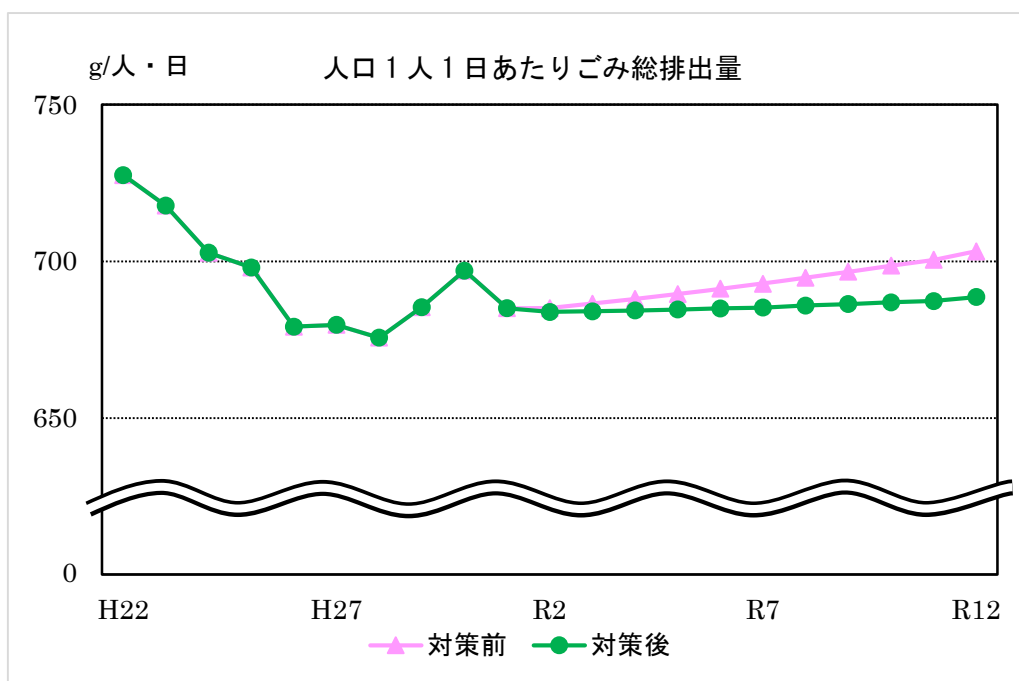


図5-3 人口1人1日あたりごみ総排出量の予測

②家庭系ごみ排出量及び人口1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量及び人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量の将来予測は、表5-9及び図5-4に示すとおりです。

表5-9 家庭系ごみ排出量と人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
処理区域内人口(10/1現在)	人	23,744	23,583	23,421	23,260	23,098	22,937	22,755	22,572	22,390	22,207	22,025
対策前 家庭系ごみ排出量	t/年	3,669	3,665	3,659	3,661	3,643	3,634	3,620	3,615	3,590	3,573	3,557
対策後 家庭系ごみ排出量	t/年	3,669	3,665	3,659	3,661	3,643	3,634	3,620	3,615	3,590	3,573	3,557
対策前 家庭系ごみ1人1日あたり排出量	g/人・日	423	426	428	430	432	434	436	438	439	441	442
対策後 家庭系ごみ1人1日あたり排出量	g/人・日	422	424	425	426	427	428	429	430	430	431	431

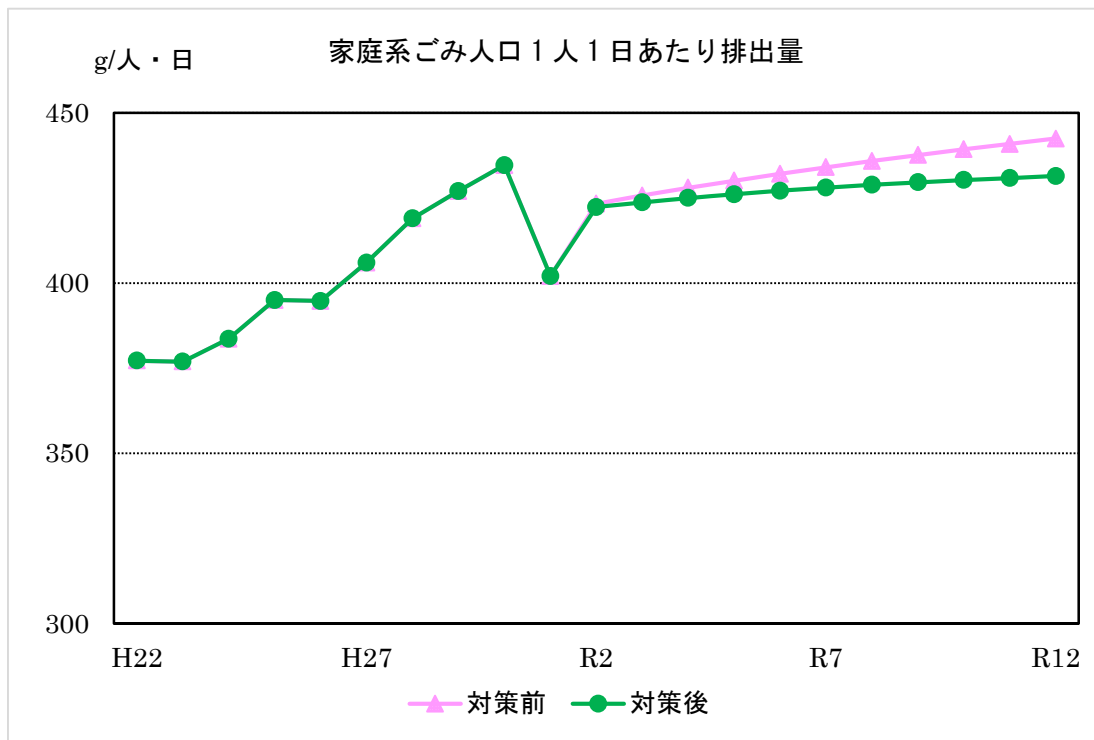


図5-4 人口1人1日あたり家庭系ごみ排出量の予測

③事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測は、表5-10及び図5-5に示すとおりです。

表5-10 事業系ごみ排出量の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
対策前 事業系ごみ排出量	t/年	1,048	1,050	1,052	1,057	1,056	1,058	1,060	1,064	1,063	1,064	1,065
対策後 事業系ごみ排出量	t/年	1,038	1,029	1,021	1,015	1,003	994	985	979	967	958	948

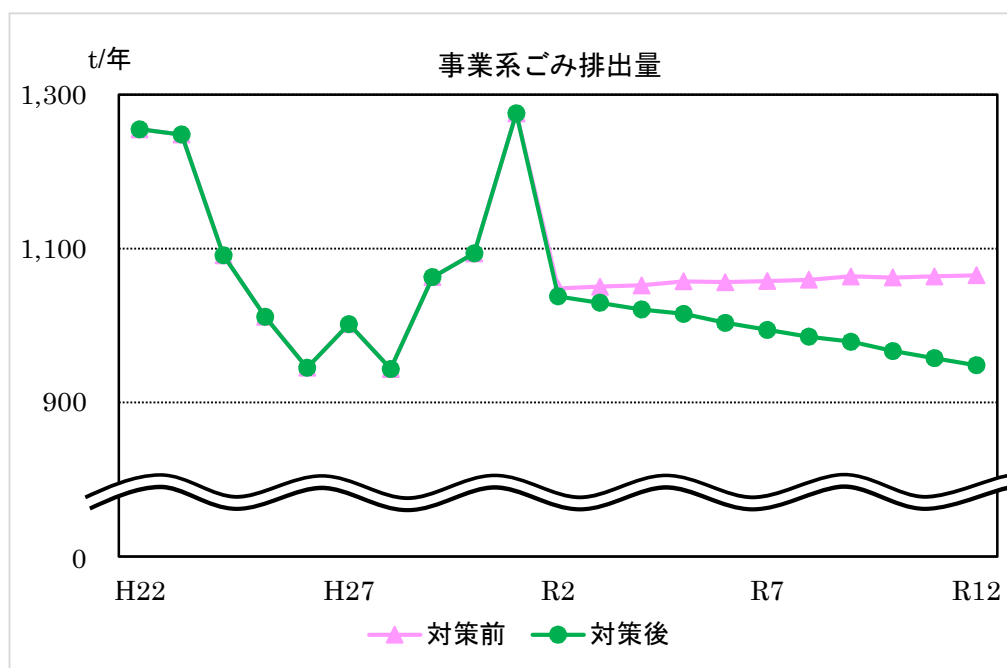


図5-5 事業系ごみ排出量の予測

④リサイクル率

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、表5-1-1及び図5-6に示すとおりです。

表5-1-1 資源化量及びリサイクル率の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
対策前 資源化量	t/年	1,507	1,481	1,456	1,438	1,414	1,394	1,376	1,361	1,340	1,322	1,306
対策後 資源化量	t/年	1,514	1,495	1,478	1,468	1,451	1,437	1,425	1,417	1,403	1,392	1,382
対策前 リサイクル率	%	25.4	25.1	24.8	24.5	24.3	24.0	23.8	23.6	23.5	23.3	23.1
対策後 リサイクル率	%	25.5	25.4	25.3	25.2	25.1	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

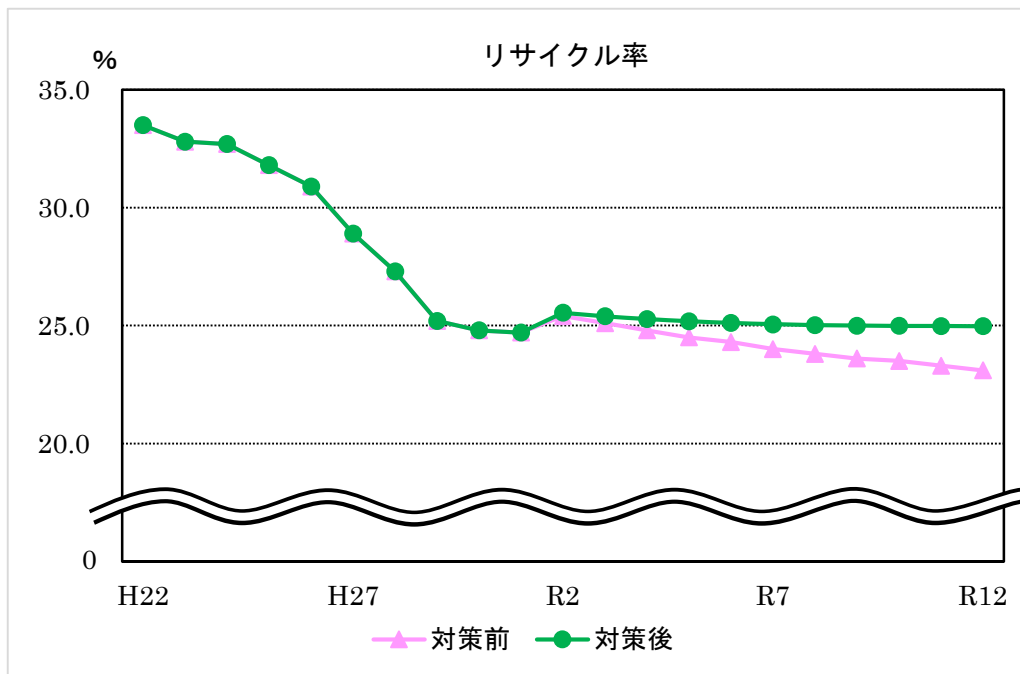


図5-6 リサイクル率の予測

⑤最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の将来予測は、表 5 - 1 2 及び図 5 - 7 ~ 8 に示すとおりです。

表 5 - 1 2 最終処分量及び最終処分率の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
対策前 最終処分量	t/年	255	255	254	254	253	252	251	251	250	248	247
対策後 最終処分量	t/年	254	254	252	252	250	248	247	246	244	242	240
対策前 最終処分率	%	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
対策後 最終処分率	%	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3

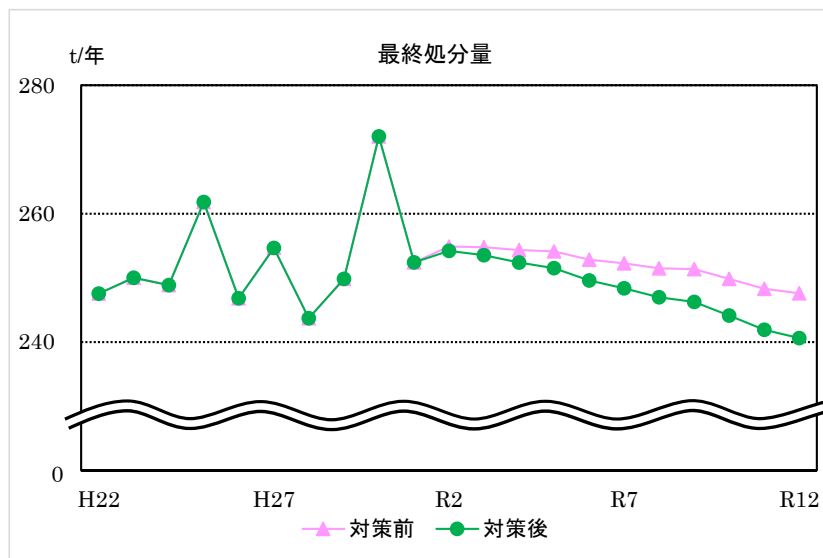


図 5 - 7 最終処分量の予測

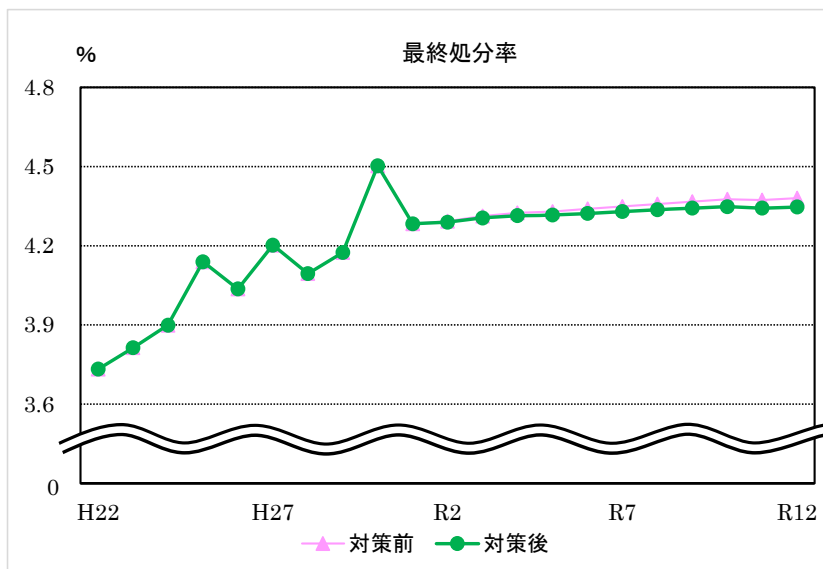


図 5 - 8 最終処分率の予測

4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行います。適正な循環的な利用が行われないものについては、⑤適正な処分を行うこととされており、ごみの排出抑制は最優先に検討されるものです。

廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用を促進するためには、住民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

住民や事業者に廃棄物の減量がスムーズに進むように施策を講じるとともに、ごみ分別方法の見直しを実施します。

また、ごみの排出抑制に関して、環境美化推進員の組織を活用し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進します。

① 分別収集区分の見直し

現在、可燃物は指定ごみ袋により有料で収集し、西濃環境整備組合の焼却施設で処理しています。その他可燃物は、平成18年9月から西濃環境整備組合が、受入可能となったため当施設にて焼却処理しています。

今後は、可燃物と同様に、「その他可燃物」を有料化または、「可燃物」へ統合するなど区分の見直しに取り組みます。

また、「プラマーク」が可燃物に回らず、資源ごみとして分別する取組を推進します。

② 環境教育、普及啓発の充実

住民、事業者に対して、ごみの減量化・再生利用、ごみの分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、小・中・高等学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組みます。

③ 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

④ 容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進協議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・

協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リターナブル容器の利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。

⑤ 環境物品等の使用促進

町自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

⑥ ごみに関する情報の提供の促進

環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を図り、ホームページ、広報、ごみカレンダー等にてごみ行政に係わる情報の提供を促進します。

また、外国の方へごみ分別ルールなどを理解していただくため、外国語表記に対応した町のホームページにおける情報の提供や、日本語と外国語を併記した看板づくりなどの取組を推進します。

⑦ 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品に対する廃棄物削減に向けて、事業者や住民への普及・啓発活動に努め排出抑制の取組を推進します。

⑧ ごみ出し支援

家庭ごみを自ら収集所まで排出することが困難な方に対し、戸別収集または地域コミュニティなどによるごみ出し支援の取組を推進します。

(2) 住民の役割

住民は、商品の購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制の取組を推進します。

① 住民団体による集団回収の促進等

子供会、PTAや自治体など住民団体による集団回収を促進します。行政は、資源類集団分別回収奨励金交付要綱による奨励金の交付、回収機材の貸与によって、集団回収を支援します。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、リターナブル容器等を持参し、また、簡易包装化されている商品及び詰め替え可能な商品を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組みます。

③ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品を使用するとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

(3) 事業者の役割

製品の製造にあたっては、ごみが発生しにくい製品、長期使用可能な製品、再資源化しやすい製品の開発、製造に努めます。

販売にあたっては、ごみになりにくい製品や長期的使用可能な製品を積極的に取り扱います。また、過剰包装をやめて簡易包装に努めます。

製造、販売した製品について、製造者、販売者が連携して修理・修繕体制を整備するとともに、回収・資源化ルートを確立します。

① 事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制

ごみの発生抑制は経費削減につながります。原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。

② 廃棄物の発生抑制

製品の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できる商品の製造又は販売に努めます。

また、繰り返し使用でき、かつ耐久性に優れた商品の製造又は販売に努めます。

③ 使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等にあたっては、容器包装の規格、材料、形状等における工夫を行い、内容物の詰め替え方式を推進することにより、使い捨て容器の使用抑制に努めます。

④ 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入

れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが望まれます。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付加する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努めます。

5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町における目標年度のごみの分別区分は、表5-13に示すとおりです。
新たに、廃食用油をリサイクル資源として回収します。

表5-13 (1) 分別区分の将来計画

ごみの種類		内 容
収集所で回収	可燃物	<p>◆燃えるごみ（町指定のごみ袋（大中小3種類）を使用） 生ごみ（※生ごみ処理器の補助金制度有ります） 紙おむつ、乾燥剤、貝殻、靴、カバン（布製・革製）、たばこの吸い殻、 食用油（新聞や固化剤で固化して）、茶殻、ぬいぐるみ</p> <p>◆木くず・草等（50cm以下に切断） ※切断しなくても「揖斐森林組合」に出せます（有料）</p> <p>◆布団・じゅうたん類（50cm以下に切断）など ※切断しなくても「南部クリーンセンター」に出せます（有料）</p>
	その他可燃物	<p>◆プラスチック・ビニール系の燃えるごみ 靴（長靴、スキー靴等）、CD、DVD、ビデオテープ、プラスチック製ハンガー、T字カミソリ、ビニールシート・ビニールホース・お風呂カバー（50cm以下に切断）、ライター（使い切って割り、プラスチック部分以外は「金属類」へ）、ゴム製品（ゴム手袋、ゴム長靴、輪ゴム）、洗面器、ボール（空気を抜く）、ポリバケツ、プラスチック製おもちゃ、保冷剤、汚れているプラ容器、プラマークが付いていないプラスチック製品、</p> <p>◆小型家電（50cm以下） カメラ、アイロン、延長コード、炊飯ジャー、体重計、体脂肪計、電気ひげ剃り、ドライヤー、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、ポット、電話機、トースター、時計など</p>
	その他不燃物	<p>◆その他のガラスや陶磁器など 茶碗、陶磁器、植木鉢、鏡、板ガラス、ガラスの皿、ガラスのコップ、アルミはく、使い捨てカイロ（袋に入ったままで可）、薬品のびん（中身を使い切る）、耐熱ガラス ※蛍光灯・電球など（「その他不燃物」とは別のカゴに入れてください） 蛍光灯（LED可）、電球（LED可）、水銀体温計 ※乾電池等は「リサイクルセンター」「各地区公民館等」の回収ボックスへ</p>

表 5 - 1 3 (2) 分別区分の将来計画



ごみの種類		内 容
収集所で回収	金属類	<p>◆金属製の小型ごみ</p> <p>傘の骨（ビニール部分は「その他可燃物」へ）、スプレー缶（爆発のおそれあり。屋外で使い切った後、缶切り等で穴をあける）、カッターの刃・かみそりの刃・包丁・ミシンの針（箱に「危険」と書く）、カセットコンロ（小型、大型のものは「南部リサイクルセンター（有料）」へ）、魔法瓶（金属製のもの。中がびんのものは「その他不燃物」へ）、金属製かみそり（刃をはずして、箱に「危険」と書く）、金属性キャップ・金属製トタン・金属製物干し竿（50 cm以下に折り曲げる）、鍋、やかん、フライパン、ペンキ缶、針金（50 cm以下に切断）、金属製ハンガー、菓子・缶詰の缶など</p> <p>◆飲用缶（リサイクルセンターへ出せます）</p> <p>ビール缶、ジュース缶など</p>
	プラマーク 	<p>◆プラスチック製容器包装（プラマークが付いていてきれいなものだけ）</p> <p>白色発泡スチロール、トレイ（白、柄付き）、レジ袋、ネット類（果物や野菜などのネット）、プラスチック製の容器（カップ麺、シャンプー、洗剤、ソース、玉子パック、プリン、弁当などの容器）、プラスチック製のキャップ（ペットボトル、びんなどのキャップ）、プラスチック製の包装（菓子、パン、冷凍食品などの包装）、気泡緩衝材、ペットボトルのラベル</p> <p>※汚れが落ちていないものは「その他可燃物」へ</p> <p>※「プラ」と「トレイ・発泡スチロール」は分けて出すこと</p>
	リサイクル資源	<p>◆飲食用のびん</p> <p>栄養ドリンクのびん、コーヒーびん、ジャムびん、ジュースびん、海苔びん、化粧品のびんなど</p> <p>※無色透明・茶色・その他の三色に分別</p> <p>※必ず水洗いをして、キャップを取って出すこと</p> <p>※割れたびん・薬品のびんは「その他不燃物」へ</p>
ペットボトル 	<p>◆ペットボトル</p> <p>（スーパー店頭へも出せます）</p> <p>※必ず水洗いをして、切ったりつぶしたりせず、原型のまま出すこと</p> <p>※キャップとラベルは必ず取って出すこと</p> <p>※分離の難しい中栓、しょうゆボトルの取手などは無理に取る必要なし</p>	

表5-13(3) 分別区分の将来計画


ごみの種類		内 容
リサイクル資源	古紙類・ 繊維類 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新聞、広告チラシ ◆段ボール 段ボールリサイクルマークのついたボール紙 ◆雑誌類（新聞以外の紙類はほとんどOK） 紙袋、教科書、辞書、古封筒、紙箱（お菓子、おもちゃ、ティッシュなど）、台紙類（3個組プリン、ヨーグルト、ワイシャツ、洋服などの台紙類）、カタログ、パンフレット、雑誌類、単行本、漫画本、割り箸の紙袋、カレンダー、ハガキ、便せん、包装紙、ダイレクトメール ◆繊維類（綿の入っていないもののみ） 衣類等（靴下、コーデュロイ地衣料、ジーンズ、ジャージ、下着類、ズボン、ネクタイ、パジャマ、浴衣など）、古布類（タオル、ハンカチ、バスタオル、ふきんなど）、毛布、布団カバー（布団の中綿は「可燃物」へ）など ※衣類は主に海外でリユースされます。透明の袋に入れたまま出すこと ※汚れているものは「可燃物」へ ※すり切れ、穴の空いたものは「可燃物」へ ◆飲料用紙パック 牛乳、コーヒー、ジュースなどの紙パック ※洗って底と横を切り開き、乾燥してから出すこと ※アルミ付紙パックは「その他可燃物」へ出すこと
	廃食用油	◆ 廃食用油【新】
リサイクルセンター	小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ◆小型家電リサイクル対象品目 (電池はあらかじめ取り外す、個人情報等消去) 携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン、DVDレコーダー、USBメモリ・カード、ETC車載ユニット、ドライブレコーダー、カーナビ、デジカメ、ビデオカメラ、家庭用ゲーム機、電子辞書、ウォークマンなど
有料で処分するごみ	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ◆小型家電として出せない大きな家電や家具類など オープン・電子レンジ、ガステーブル、ガスコンロ、家具類（いす、机、テーブル、戸棚、タンスなど）、暖房器具（ストーブ、ファンヒーターなど）ラジカセ、コンボ、加湿器、除湿器、扇風機、掃除機、自転車 ※利用者カードを持参（無い場合は、環境課で交付） ※事業系の粗大ごみは町許可業者へ直接依頼 ※リサイクル法により、家電を分解することは禁止されています

表 5 - 1 3 (4) 分別区分の将来計画

ごみの種類		内 容
有料で処分するごみ	粗大ごみ等	<p>◆布団・じゅうたん類 布団、じゅうたん、カーペット、ござ、電気カーペット、電気毛布、マットレス、ソファ・ベッド ※50 cm以下に切断すれば「可燃物」へも出せます</p> <p>◆瓦礫（ガレキ）類 インターロッキング、コンクリート、セメント瓦、ブロック、和瓦、色瓦（陶器瓦）、レンガなど ※業者が解体した瓦礫類は搬入できません ※種類ごとに分けて搬入すること</p>
	町で処分できないもの	<p>◆専門店・販売店へ問い合わせ オートバイ・原付自転車、車用品（タイヤ、ホイール、バッテリーなど）、ガスボンベ、消火器、ドラム缶</p> <p>◆各パソコンメーカーへ問い合わせ パソコン（デスクトップ型パソコン・モニター）</p> <p>◆町の一般廃棄物収集許可業者や専門店、販売店へ問い合わせ 事業活動に伴い発生するごみ（事務所ごみ、断裁屑など） 建築廃材（柱、板材、ボード類、畳、建具、サッシなど）</p> <p>◆農協等販売店へ問い合わせ 農薬、薬品、シンナーなど、農機具（トラクター、草刈機、マルチシートなど）</p> <p>◆家電4品目（家電リサイクル法対象品） エアコン（室外機も含む）、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、 冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機も含む）</p>

6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における住民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面への影響が大きく重要な部門です。

住民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へのより効率的な運搬に努めていきます。

①収集・運搬体制

- a) 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- b) 住民ニーズに対応するため、委託収集を継続します。
- c) 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- d) 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- e) 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- f) ごみ出し困難者に対するごみ出し支援を実施します。

②収集形態、収集回数

家庭系ごみについては、表5-14に示すとおりとし、事業系一般ごみについても現状と同様自己搬入または許可業者による処理とし、回数は随時とします。

その他可燃物を有料化し、新たに廃食用油をリサイクルセンターで回収します。

表5-14 収集頻度と収集形態の将来計画

項目	収集形態	収集方法	収集箇所数	収集頻度	収集車両	収集容器	処理手数料
可燃物	委託	ステーション	192	週2回	4tパッカー車2台	指定袋	指定ごみ袋大 50円/枚 指定ごみ袋中 40円/枚 指定ごみ袋小 30円/枚
その他可燃物	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台	袋(透明、半透明)	有料
その他不燃物	委託	ステーション	186	月1回	2tトラック 2台	コンテナ	無料
廃蛍光灯・電球	委託	ステーション	186	月1回	2tトラック 2台	コンテナ	無料
金属類 (飲料缶含む)	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台 2tトラック 2台	コンテナ	無料
ガラスびん	委託	ステーション	186	月1回	4tパッカー車2台	コンテナ	無料
ペットボトル	委託	ステーション 拠点回収 リサイクルセンター	41 3 2	月1回	2tトラック 1台	網かご	無料
プラマーク	委託	ステーション リサイクルセンター	186	月1回	2tトラック 2台	袋(透明、半透明)	無料
古紙類・繊維類	委託	集団回収 リサイクルセンター	- 2	-	-	-	無料
飲料用紙パック	委託	集団回収 拠点回収 リサイクルセンター	- 2 2	-	-	回収ボックス	無料
廃乾電池	拠点回収	拠点回収 リサイクルセンター	10 2	-	-	回収ボックス	無料
廃食油	直接搬入	リサイクルセンター	2	-	-	-	無料
粗大ごみ	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	可燃性粗大ごみ 200円/10kg 金属製粗大ごみ 200円/10kg 金属類混在による処理困難物 2,000円/台
布団・じゅうたん類	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	大サイズ 1,000円/枚(台) 中サイズ 500円/枚(台) 小サイズ 200円/枚
瓦礫(ガレキ)類	直接搬入	南部リサイクルセンター	1	-	-	-	200円/10kg

※ 大サイズ: 布団・じゅうたん・ソファなど

中サイズ: 1人用ソファ・5平方メートルカーペットなど

小サイズ: 座布団・2平方メートルカーペットなど

(2) ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フローの将来計画は図5-9に示すとおりです。

新たに、廃食用油を池田町リサイクルセンター（北部、南部）で回収します。

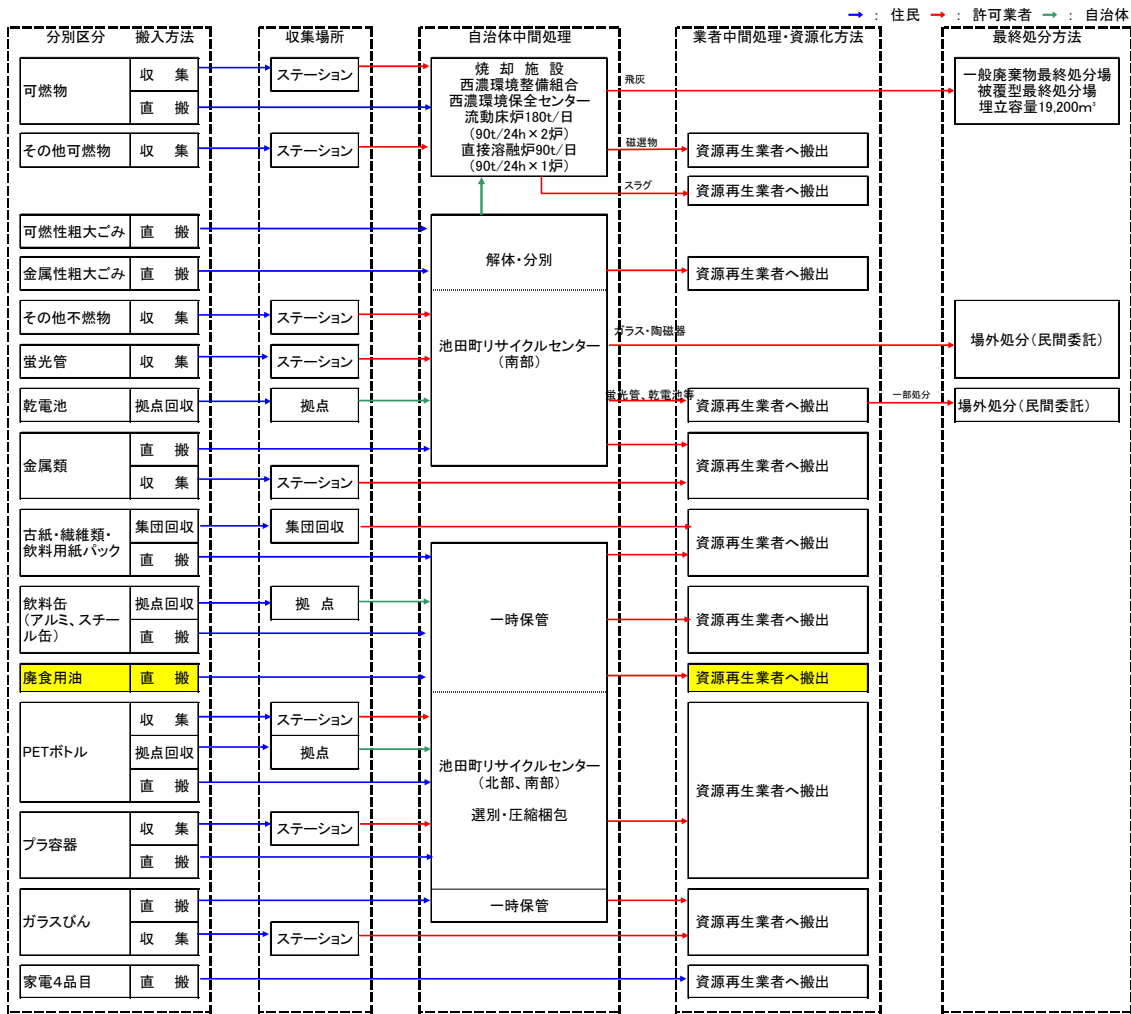


図5-9 ごみ処理フローの将来計画

（３）中間処理計画

本町における目標年度の中間処理方法は、以下に示すとおりです。

①可燃物・その他可燃物

本町から排出される可燃ごみは、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。

②資源ごみ（プラ容器）

収集後、リサイクルセンターにて選別・圧縮した後、容器リサイクル法指定業者に引き渡します。

③資源ごみ（ガラスびん）

収集後、資源再生業者に引き渡します。また、リサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

④資源ごみ（金属類）

収集後、資源再生業者に引き渡します。また、リサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

⑤資源ごみ（飲料缶）

収集後、リサイクルセンターにて保管した後、資源再生業者に引き渡します。

⑥資源ごみ（PETボトル）

収集後、リサイクルセンターにて選別・圧縮した後、資源再生業者に引き渡します。

⑦資源ごみ（古紙・繊維類）

収集後、資源再生業者に引き渡します。また、リサイクルセンターへの直接搬入も実施します。

⑧粗大ごみ

南部リサイクルセンターにて破砕・選別・保管後、資源再生業者へ引き渡し、可燃物は、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。不燃物については民間業者に委託し埋立処分を行います。

⑨その他不燃物（蛍光灯、乾電池）

蛍光灯、乾電池については、南部リサイクルセンターにて保管後、資源再生業者に引き渡します。

⑩廃食用油

リサイクルセンターへの直接搬入を実施し、リサイクルセンターにて保管後、資源再生業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本町は一般廃棄物最終処分場を保管しておらず、民間業者に委託しているのが現状です。最終処分量は減少傾向を示していますが、埋立物はなくなることから今後も最終処分場は必要な状況です。

また、西濃環境保全センターから排出される焼却残渣は、組合が保有している一般廃棄物最終処分場で最終処分します。

7. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進協議会

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進協議会の積極的活用を推進します。

(2) 災害対策

本町は、災害時のごみ処理について『「池田町地域防災計画」一般対策編第3章第6項第13節「清掃計画」(平成25年度)』を定めています。

そこで、国の災害廃棄物対策指針(平成26年3月)を踏まえ、県計画(平成28年3月)で想定された災害・被害をもとに、池田町地域防災計画と整合を図り「池田町災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」を策定しています。

また、災害対策本部・環境衛生班における発災初動期等の具体的な行動内容を「災害廃棄物対応マニュアル(平成31年3月)」として取りまとめています。

(3) 不適正排出対策及び不法投棄防止対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

空き缶等のポイ捨てを防止するために、池田町環境美化条例を平成15年に制定しましたが、不法投棄はあまり減少していないことから、不法投棄は、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄の防止に向けた活動や指導をさらに推進します。

また、不法投棄の発生・拡大防止のため、監視体制の強化に努めます。

「環境フェアいけだ」等の開催により、環境保全活動の啓発の実施に取り組みます。

第6章 計画の推進

1. 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下、「温暖化対策法」という。)第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画では、廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、地球温暖化対策計画と整合性の取れたものとする必要があります。

本町では、「地球温暖化対策実行計画(令和2年3月)」を策定しており、池田町内の廃棄物の中間処理施設における温室効果ガス排出量の削減目標として、節電やエコドライブ等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取組により、26%削減することとしています。

表6-1 本町の廃棄物の中間処理施設における温室効果ガス排出量の削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	1,650	3,829	1,436	3,331	1,221	2,833	26%
	軽油	L	2,195	5,664	1,910	4,928	1,624	4,191	26%
	灯油	L	260	647	226	563	192	479	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	13	39	11	34	10	29	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	12,200	5,514	10,614	4,797	9,028	4,080	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量	kg-CO ₂	—	15,693	—	13,653	—	11,613	26%	

※本町の廃棄物の中間処理施設は、池田町クリーンセンター、池田町北部リサイクルセンター及び池田町南部リサイクルセンターです。

2. 計画のスケジュール

本計画に示されている排出抑制に関する事項のスケジュールは以下に示すとおりです。

令和3年をめぐりに、廃食用油の回収を実施します。また、令和6年をめぐりに、その他可燃物の有料化などを実施します。

環境教育、減量化の指導、容器包装の排出抑制は随時行い、グリーン購入については現状と同様に継続して実施します。

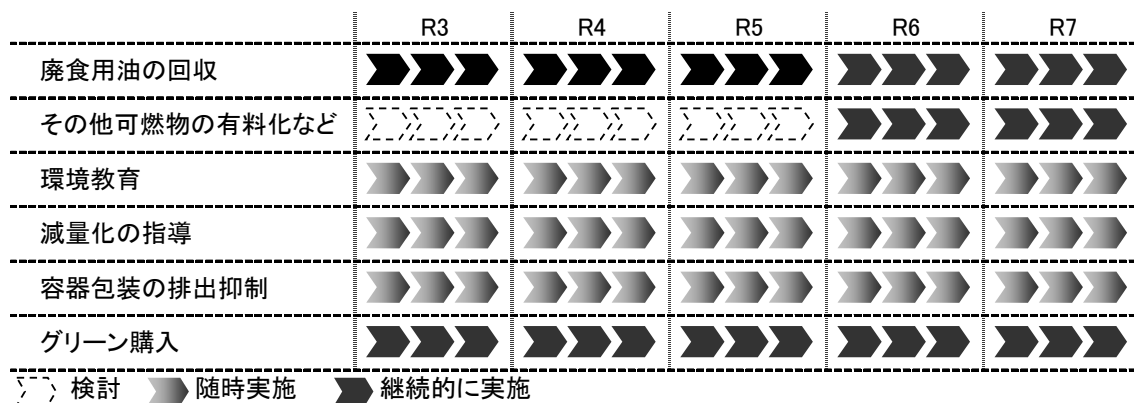


図6-1 計画のスケジュール

3. 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報いけだ」等により情報提供を行います。